

質問回答書（業務名：熊野町公共施設等照明設備LED化業務）

No	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
1	参加表明の様式		4-1 など	グループで応募する場合は任意のグループ名を付けなければならない、との認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。代表事業者名または任意のグループ名を付与してください。
2	実施要領			参加表明後に提案を辞退せざるを得なくなった場合、ペナルティ等は発生しますでしょうか。また発生する場合、どのタイミングから(提案書提出後、契約後 等)発生しますでしょうか	原則として、審査の全過程において、正当な理由のない辞退を除き、直ちにペナルティが発生するものではありません。 【提案書提出前】 参加表明後、提案書提出期限までに辞退をされる場合は辞退届を提出してください。 【提案書提出後から審査終了まで】 選定業務に支障をきたすため、可能な限り辞退は避けていただくようお願いします。 【契約締結後】 契約締結後の辞退については、契約書等に基づき「債務不履行」として扱われます。この場合、損害賠償の請求や、指名停止等の措置基準に従った厳正な処分が適用されることとなります。
3	実施要領	2	6.参加資格 (1)登録要件	公示日に登録が無くても本年6月末まで認定を受けることができますとありますが、参加資格取得は随時受け付けて頂ける理解でよろしいですか。	随時受け付けています。
4	実施要領	3	7.図面の閲覧 第3小学校の図面より	すべての施設を短期間で現地調査する事は困難なため、図面によって応札金額を算定しますが、実工事にあたっては精密な現地調査をさせていただきます。その際に図面との大きな差があった場合には、協議させていただくという理解でよろしいでしょうか。	現段階では提供資料(図面等)に基づき応札金額を算定いただくこととなります。ただし、今後、参加表明をした事業者については、既存照明の数量について参考資料を配布します。 なお、契約締結後、着手前に行う精密調査において、提供資料と現地状況との間に著しい乖離が認められる場合のみ、当初の設計・施工計画に重大な変更が必要と判断される場合には、本町と受注者間で協議のうえ、適正な対応(設計変更や請負代金額の変更等)を検討します。
5	実施要領	5	11.企画提案書の作成等 (3)イ	現地確認の結果、一部既にLED化されている照明器具が見受けられました。現状に即した見積金額を算出するため、対象施設の既存照明器具更新リストがございましたら、ご提供いただけますでしょうか。	参加表明をした事業者については、既存照明の数量について参考資料を配布します。
6	実施要領	5	11.企画提案書の作成等	提案書の中身も企画提案者が特定されないような表現で記載すべきでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施要領	6	12.企画提案書の評価及び評価基準 (2)評価基準・評価項目	今回の要綱では、町内事業者の活用について触れていませんが、地元の地域経済対策として、町内電気工事会社の積極的活用ができた場合には、加算評価対象としていただけるでしょうか。	実施要領における特定の加算項目には設定しておりませんが、提案内容の一部として「地域経済への配慮」や「施工体制の円滑さ・迅速性(地元の特性を活かした保守体制等)」、「本町にとっての有益性」を含めてご提案いただくことは差し支えありません。
8	実施要領	6	12.プレゼンテーション	企画提案書を抜粋したパワーポイント使用を考えておりますが、これは追加資料には該当しない、との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	実施要領	6	参加資格	万が一、当社のグループ会社が競合として他の企業グループに参加をしていた場合、グループ会社同士で競合するような形になりますがそのような場合参加制限に抵触したりしますでしょうか。	グループ会社同士の参加を直接的に禁止する規定は設けていないため直ちに「参加制限」に抵触するものではありません。ただし、同一事業者が他のグループ等の構成員として重複することは避けて頂き、以下の事項を遵守してください。 独自性の確保 : 各グループは、それぞれ独立した経営判断のもとで、独自の提案内容を作成・提出してください。 情報の共有禁止 : 提案の内容や価格等について、グループ間や会社間で情報共有を行うことは、談合等の不正行為を疑われる原因となり得るため、厳に慎んでください。 実質的な共同提案の禁止 : 外形上は別グループであっても、実質的に同一の意思決定プロセスや、同一の協力体制に基づいて作成されたと思われるような提案は、審査上の公平性を損なうため、評価の対象外とする可能性があります。
10	実施要領	7	13.契約の締結	業務委託契約書の案がありましたら事前確認させてください。	受託候補者と協議の上、締結します。
11	実施要領	7	13.契約の締結	グループで応募した場合、業務委託契約は熊野町様と企業グループ連名での契約になりますでしょうか。	受託候補者と協議の上、締結します。
12	実施要領	7	13.契約の締結	契約締結後に現地調査を行います。現地調査の結果図面と実態が違ふなどの理由で数量・価格が変わることが予想されます。このような場合変更契約に応じて頂くことは可能でしょうか。	No.4と同様
13	実施要領	7	13.契約の締結 (4) 契約保証金	免除規定について、3契約保証金の免除(2)項に、過去2年間に、同種類、同規模以上の契約を2回以上締結し履行していることとありますが、同種案件の多くの履行中の実績や規模について具体的な適用協議を行って頂けますでしょうか。	免除規定に基づき行います。
14	実施要領	7	13.契約の締結 (記載なし)本契約後、施工完了後の精算方法について	施工完了後の精算方法について、ご教示ください。現在、建設業においても国際情勢の変動による困難な状況が続いています。公共工事として中小企業への支援対策として、30%から半金までの先払い制度を規定している自治体も多ありますが、今回の工事についても協議いただく事は可能でしょうか	完了払いとなります。
15	実施要領	8	15.その他の留意事項 (10)	具体的にはどのようなケースを想定されていますでしょうか。	不可抗力や町の指示に起因する事態以外によるもの。 1. 業務遂行上の不履行 正当な理由なく、納期(工期)内に業務を完了させない場合。 提案書および仕様書に定められた性能要件や品質基準を、受注者の技術的な判断ミスや施工不良により満たせなかった場合。 2. 安全管理および法令遵守の怠り 施工中において、受注者の安全管理不備により第三者や施設に損害を与えた場合。 工事に関連する法令や、町が指定する各種基準・規則を遵守しなかったために発生したトラブル。 3. 善管注意義務の欠如 業務の遂行過程において、専門家として通常期待される注意(善管注意義務)を怠ったことによる損害や不適切な事務処理。

質問回答書（業務名：熊野町公共施設等照明設備LED化業務）

No	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
16	実施要領	9	17.スケジュール	世界情勢や天変地異等、事業者の責によらない事態で工期遅延や大幅な物価変動及び資材不足等が発生した場合、不可抗力であることが認められれば履行期間や契約金額の変更協議には応じて頂けるのでしょうか。	履行期間の延長や契約代金の変更が必要となった場合には、協議を行い、妥当であると認められる範囲において対応します。
17	実施要領	9	17.スケジュール	業務委託費用の支払スケジュールについて決まっていたら教えてください	No.14と同様
18	仕様書	2	6.LED照明器具の仕様	調査の結果照明器具自体が破損している箇所があった場合はランプ交換ではなく器具ごとの交換とする、との考えでよろしいでしょうか	LED照明として機能するよう適切に施工してください。
19	仕様書	2	6.LED照明器具の仕様	地中に埋め込まれている特殊照明(筆の里工房)や殺菌灯殺虫灯(学校の給食室やグラウンド等にあると考えられる)なども改修対象になりますでしょうか。	殺菌灯および殺虫灯は、一般照明とは機能や目的が異なるため、本業務の対象外とします。
20	仕様書	2	(1)一般事項	サイン看板やユニット洗面台など什器備品に設置されている照明も更新対象になるでしょうか	サイン看板、ユニット洗面台等の什器備品については、本業務の対象外といたします。
21	仕様書	2	(1)一般事項	施設内のレストランなどテナントが入居している部分も更新対象になるでしょうか	全ての施設を対象としています。
22	仕様書	2	6.LED照明器具の仕様 (1)一般事項 イ	「JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応機種を持つ国内メーカーの製品とすること。」と記載がありますが、本件における「登録対応機種を持つメーカー」とは、一般社団法人日本照明工業会のホームページにて、該当機種が正式に登録・公表されているメーカーを指すという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	仕様書	2	6.LED照明器具の仕様 (1)一般事項 イ	イの中で、「…それぞれに(公共)品番登録対応機種を持つ国内メーカーの製品とすること」とありますが、多種多様な製品が開発されているLED照明分野において、そもそも現在では公共型番という概念が不要となっています。公共型番という概念は、日本の建築業界の中でも照明においてのみ存在するもので、LED導入の黎明期に日本照明工業会が考案した手法ですが、LED化が成熟した現在においては、民間用でも公共用でも建築環境において適切な照度と性能、価格、補償等を満たしている製品であれば、多くのメーカーから最適の選択をすることが合理的であり、どのような選択をしたかプロポーザルの内容を持って評価すれば良いものです。この仕様書の「公共型番の製品を持っているメーカーに限る」とすると、日本照明工業会に加盟する企業の中でも限定された数社に限られることになります。また、国内の業界が作った基準を強制することは、海外製品を理由なく排除することを禁じるWTOにも違反することになります。なお、主たる照明である蛍光灯に対して公共型番として登録されている「器具丸ごと交換」方式のライトバーは各メーカーでそれぞれサイズも取り付け方も異なっており、統一規格となっていないことから公共汎用品の概念から外れています。今回公示のLED器具選定にあたっては、どのメーカーにも管交換型LEDに交換する公共型番は存在せず、自治体から公共型番を指定しての発注があるのでない限り、図面と現地調査による器具選定になります。このように「公共型番を持つメーカーであること」という条件は現時点では意味を持たず、競争を阻害する条項となりますので、入札参加要件から外していただき、LED器具の選定の考え方や製品の性能等については、プロポーザルの中で総合的に評価いただきたいと考えますがいかがでしょうか。	仕様書のとおりです。
24	仕様書	2	(1)一般事項 キ	キの中で、防災照明のうち、誘導灯及び専用型非常用照明器具は取替対象とする、とあります。 1) 現在、同種の在庫調達が全国的に極めて厳しい状況にあります。もしも今後も国際情勢や原料問題などでメーカーでの生産が間に合わず納期達成が厳しい場合には工期延長、分離支払い等の協議対象にしていただけますでしょうか。 2) 5年の保証期間となっておりますが、バッテリーは対象外と考えてよろしいでしょうか。	1)協議の対象とします。 2)バッテリーは対象外です。
25	仕様書	3	6.LED照明器具の仕様 (3)直管型LEDランプ イ	イの中で、JLMA301に適合した製品であることとあります。 現在、LED関連資材については全国的に需給が逼迫しており、発光ダイオードの原料となるレアメタルやライトバー素材のナフサなどが今後さらに入手困難となることが予測されます。 そのような状況下で、器具の仕様を国内業界団体の作った、経済産業省も関知していない自主規制ガイドラインで細かく限定することは、提案可能なメーカーや製品の選択肢を狭めることとなり、結果として幅広い知見から公平に提案を受け入れるというプロポーザル本来の総合評価の趣旨が損なわれる可能性があると考えます。 LED直管に関しては、G13口金の世界標準仕様で、中国、台湾、韓国、オランダ、米国等の一流企業の工場から世界各国に輸出されており、品質に関してはユーロ規格に合格し、日本の規格と比べても問題ないレベルのものが多く存在します。 当社としては、更に入手困難な状況が深刻化すると考え、独自に日本企業と協業して海外から高品質、高性能の商品を調達することを進めております。 例えば、中国の工場であっても、日本一流メーカーのパナソニックや東芝のOEM製品を生産し、欧州LED品質規格EN55015に準拠し、ISO9400、ISO12000シリーズを取得している工場も多々あります。(日本のJ55015/電気用品安全法と同等) つきましては、「日本国内に本社を有するメーカー製品」に限定したり、日本国内業界団体の作った基準に照らすのではなく、現状の照明環境と同等以上の品質・性能を有し、価格的に町民の利益につながる製品を選択する提案を可能とし、その内容はプロポーザルの場合において総合的に評価することが、競争の効果を上げるにつながると考えますがいかがでしょうか。	仕様書のとおり

質問回答書（業務名：熊野町公共施設等照明設備LED化業務）

No	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
26	仕様書	4	6.LED照明器具の仕様 (5)ウ	「既設オートリフタ及びオートリフタ制御盤は、撤去すること。」とございますが、(イ)にて記載の「電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去する」対応を行えば安全性等は十分担保されるかと存じます。 したがって、制御盤撤去に伴う費用の圧縮や撤去箇所プレート設置作業の削減のため、既設オートリフタについては撤去、制御盤については残置の対応でも問題ございませんでしょうか。	既設配管及び盤箱体は残置可とします。
27	仕様書	4	6.LED照明器具の仕様 (5)LED高天井照明器具	ウ 既設オートリフタ及びオートリフタ制御盤は、撤去すること。とありますが、既設配管及び盤箱体は残置でよろしいでしょうか。	既設配管及び盤箱体は残置可とします。
28	仕様書	4	(6)防災照明器具	消防設備連動の表示灯(筆の里工房などにあり)も更新対象になるでしょうか	対象外です。
29	仕様書	5	7.更新作業に関する仕様 (1)現地調査	現地調査を行なった結果、建物および装飾物への大掛かりな改造が必要と判断した場合は、対応について協議するとの認識でよろしいでしょうか。	No.4と同様
30	仕様書	5	7.更新作業に関する仕様 (2)現場施工	エ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真で報告すること。とありますが、絶縁測定の結果既設配線の劣化が判明した場合、その修繕は別途費用として考えてよろしいでしょうか。	協議のうえ、別途対応します。
31	仕様書	5	7.更新作業に関する仕様 (2)現場施工	キ LED更新作業に際して、既設天井ボードを開口する必要がある場合で、アスベスト含有の有無を調査する必要がある場合は、業務担当者に結果報告の上、関係法令に準拠した適切な方法で作業を行うものとする。その場合の調査及び処分に必要な費用は受託者が負担するものとする。とありますが、対象施設において含有の有無の調査済みの箇所はありますか。	対象施設のアスベスト含有状況のわかる資料はありません。
32	仕様書	5	7.更新作業に関する仕様 (2)現場施工	キ LED更新作業に際して、既設天井ボードを開口する必要がある場合で、アスベスト含有の有無を調査する必要がある場合は、業務担当者に結果報告の上、関係法令に準拠した適切な方法で作業を行うものとする。その場合の調査及び処分に必要な費用は受託者が負担するものとする。とありますが、これらの石綿等の対策費を計上していたものの、実際の施工で不要または大幅減となった場合や大幅増となった場合などは増減の対象となるのでしょうか。	No.4と同様